



みゃ〜く使い

〜宮古家畜保健衛生所〜

令和5年2月発行
沖縄県農林水産部
宮古家畜保健衛生所
宮古島市平良字西里1951
TEL (0980) 72-3321
FAX (0980) 72-6673

第49回沖縄県家畜保健衛生業績発表会

庄野主任が優秀賞を受賞しました！



このたび、令和5年2月3日、八汐荘（那覇市）で開催されました第49回県家畜保健衛生業績発表会にて、宮古家保の庄野主任が優秀賞を受賞し、7月上旬に大分県で開催される九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会へ代表選出されました。

庄野主任は、「宮古地域における牛伝染性リンパ腫の農場清浄化の取り組み」を発表しました。管内1農場において牛伝染性リンパ腫の原因となる牛伝染性リンパ腫ウイルスの浸潤状況の確認や清浄化への取り組みを行い、2017年から5年間で陽性率を60%から1%へ低減させました。

このような功績を残すことができたのは、宮古家保の業務に対するご理解とご協力、そして農家の皆様の飼養管理の徹底があったからです。

今後も宮古地域における牛伝染性リンパ腫の農場清浄化にむけて、取り組みを継続してまいります。



平均 BMS **9.27**

MUFA **60.7**

ゆりやすきよ

百合安清



血統

- 1代祖 : 百合白清 2
- 2代祖 : 安福久
- 3代祖 : 平茂勝
- 4代祖 : 紋次郎

美点・体積・均称・資質

	枝肉重量	ロース芯面積	バラの厚さ
推定育種価	A	A	A
ゲノム育種価	H	H	C
	皮下脂肪厚	推定歩留	脂肪交雑
推定育種価	A	A	H
ゲノム育種価	A	H	A

現場後代検定 枝肉成績

性別 : 去勢
出荷月齢 : 28.7ヶ月
肥育者 : もとぶ牧場

- 1代祖 : 百合安清
- 2代祖 : 直太郎
- 3代祖 : 安福久
- 産次 : 2

枝肉重量	562.8
ロース芯面積	102
バラの厚さ	8.4
皮下脂肪厚	1.7
歩留	80.0
BMS No.	12
オレイン酸	50.9
MUFA	58.3



全体平均	枝肉重量	ロース芯面積	バラの厚さ	皮下脂肪厚	歩留	BMS	オレイン酸	MUFA
15頭	508.1	73.2	8.1	2.4	75.8	9.3	54.5	60.7

現場
後代
検定

平均 **BMS 8.41**

MUFA 60.1

自家保留候補に
いかがでしょうか？

て る ゆ り も り

照百合守

血統

- 1代祖 : 美津照重
- 2代祖 : 百合茂
- 3代祖 : 勝忠平
- 4代祖 : 美津福



田尻系

美点

・体伸 ・肋張 ・肢勢

“地域の特色ある牛づくり”に
北福波母体×照百合守は…？

直接検定 成績	現場後代検定 成績	
1日増体量	BMS No.	上物率
1.21	8.41	100

性別	雌	雌	去勢
2代祖	北福波	北福波	北福波
3代祖	晴姫	第2平茂勝	晴桜2
産次	11	2	2
出荷月齢	31.6	31.7	28.8
格付	A-5	A-5	A-4
BMS	11	11	7
ロース	65	80	60
ばら厚	7.4	6.8	7.8
皮下脂肪	2.4	1.8	3.0
歩留	75.5	77.7	73.8
枝重	405.1	398.9	471.8
オレイン	57.1	56.1	59.9
MUFA	61.6	62.4	66.0

R5.1月解析 推定育種価

枝肉重量	ロース芯面積	バラの厚さ
C	A	B
皮下脂肪厚	推定歩留	脂肪交雑
A	A	H

脂肪交雑の
育種価は
県内8位の
好成績です！



*オレイン酸を含む一価不飽和脂肪酸(MUFA)が多い脂肪は低い温度で溶けるため、口当たりが良いとされ、「脂肪の質」の改良に関わってきます。
*照百合守×北福波×晴桜2(去勢)のMUFA66%は第12回全共第7区(脂肪の質評価群)で優等1席受賞の宮崎県と比べても遜色ない数値です。

家畜人工授精所の開設者の皆様へ

家畜改良増殖法第34条第3項に基づく

家畜人工授精所の 運営状況の報告の提出

和牛の
精液・受精卵は
様式第28号



家畜改良増殖法 *一部抜粋

(報告の徴収等)

第三十四条 農林水産大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができる。

～ 略 ～

3 **家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。**

提出期限：**令和5年4月28日(金)**

提出書類：*** 報告様式：家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書（様式第28号）**

*** 対象期間：令和4年1月1日～12月31日**

※精液と受精卵の両方を扱っている場合は、それぞれ報告書を作成・提出です。

提出方法：持参、FAX、電子メール又は郵送

提出先：宮古家畜保健衛生所 担当：普天間

〒906-0012 宮古島市平良西里1951

TEL: 0980-72-3321 FAX: 0980-72-6673

E-mail: aa017293@pref.oknawa.lg.jp (代表)



報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合は、**立入検査の実施** 及び **五十万円以下の罰金** (家畜改良増殖法第三十九条第九項) に **処する可能性**があります。



沖縄県農林漁業賞 畜産部門

上地豪一さんが受賞！！



令和5年1月21日、奥武山総合運動公園武道館において沖縄県農林漁業賞の表彰式が行われ、畜産部門では、宮古島市の上地豪一さんが受賞しました。

「沖縄県農林漁業賞」表彰式
「沖縄、ふるさと百選」認定証交付式



上地さんは、日頃からの徹底した草地管理や積極的な担い手育成などの地域貢献が評価されました！



沖縄県農林漁業賞とは



農林漁業の改善、技術の近代化および協業化の推進等で成果をあげ、農林漁家の模範となる実績をおさめた農林漁業者および農林漁業集団の中から、特に優秀なものを選定して、「沖縄県農林漁業賞」を表彰し、本県農林漁業振興と発展に寄与しようとするものです。



沖縄県内の畜産農家の皆様へ **配合飼料価格に対する支援**のご案内

沖縄県では、飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家を支援するため、配合飼料価格の一部を補助する事業を行います。

沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業

令和3年度における配合飼料価格を基準として、令和4年度に上昇した配合飼料価格の一部（1/2以内）を補助します。
※「おきなわ物価高対策支援金」との併用はできません

補助対象と対象期間は？

➡ 配合飼料価格安定制度の対象となる配合飼料で、令和4年4月から令和5年2月までの購入数量となります。

補助単価は？

➡ 令和4年4月～6月は、**3,600円/t**
令和4年7月～2月は、**6,000円/t**の見込みです。

対象となる畜産農家は？

➡ 配合飼料価格安定制度に加入している県内畜産農家です。

※配合飼料価格安定制度に加入していない農家は、「おきなわ物価高対策支援金」を受け取れる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

おきなわ物価高対策支援金相談窓口（平日9時～17時）（Tel 098-901-2151）

ホームページ：<https://okinawashien.com>

申請方法は？

➡ 令和5年1月中に、配合飼料価格安定制度の窓口団体から加入者に対して通知をお送りしていますので参加申請書を提出してください。

液体窒素を取り扱う畜産関係者の皆様へ

(別添2)

液体窒素は高圧ガス保安法に規定される高圧ガスです。同法に基づく規制等を踏まえ、安全に管理・使用しましょう

1 凍結保管容器の輸送を依頼する際の注意事項

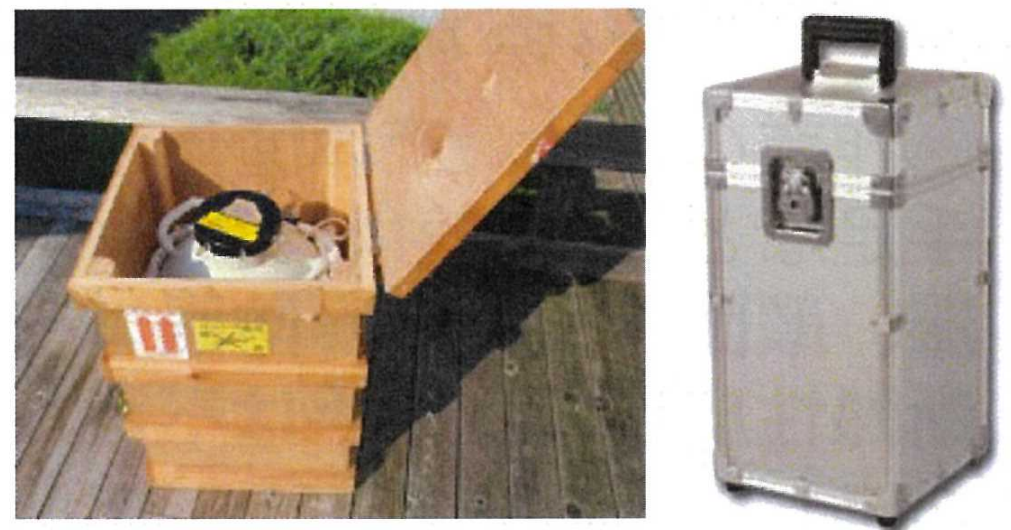
(1) 温度の管理について

直射日光にさらされるなどにより急激に容器の温度が上昇した場合、異常な圧力の上昇を招き、破裂するおそれがあるため、**遮熱効果のあるカバーの装着**や**温度管理**のできる場所で行いましょう。



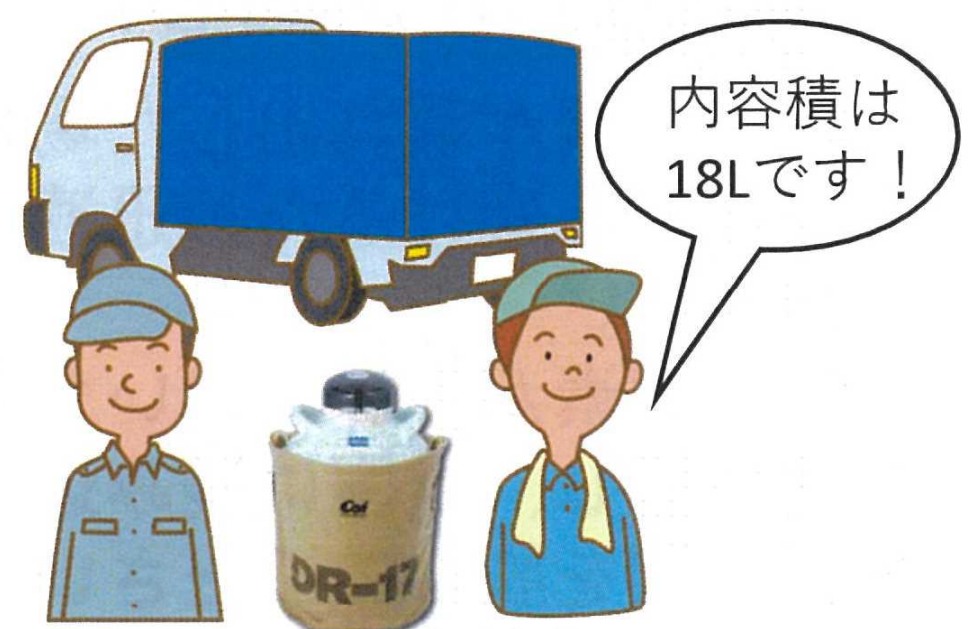
(2) 転倒の防止について

容器が転倒すると車両運転手に危害が及び、混載された貨物を損傷するおそれがあるため、**木枠で梱包**するなど**転倒防止措置**を徹底しましょう。



(3) 容器の内容積について

車両への警戒標の掲示との関係から、**運送事業者**に**容器の内容積**及びその**合計**を**事前に伝え**ましょう。運送事業者から法令遵守のために容器の内容積や荷物の個数の変更を求められることがあります。



(4) ドライシッパー型容器の適正な利用について

ドライシッパー型の容器は、**容器内に余分な液体窒素がない状態**で安全に輸送できるよう**適切に用法**を守りましょう。



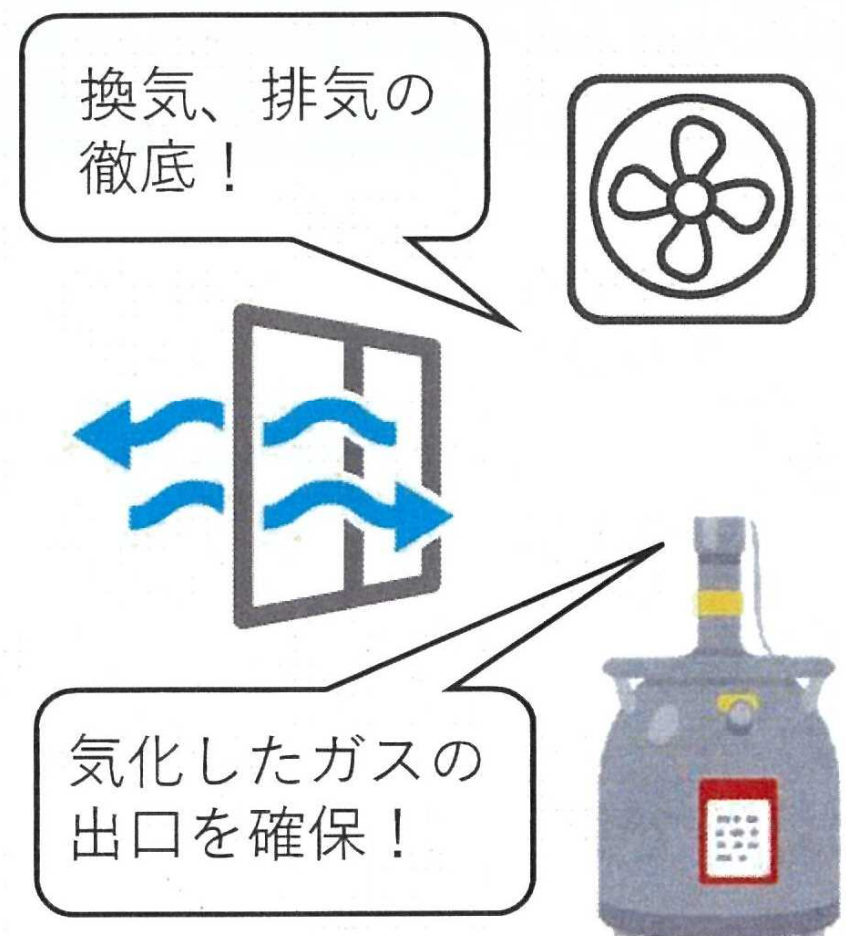
次ページに続きます

2 液体窒素を取り扱う場合の留意事項 (充填、精液等の入替え、融解等)

(1) 取扱いや保管を行う場所について

容器は日光が直射しない風通しの良い場所に保管しましょう。

液体窒素の充填等の作業を行う際は、酸欠事故防止のため換気や排気をしましょう。



(2) 使用する容器について

容器の破裂防止のため、液体窒素は密閉された容器には入れず、気化した際のガスの出口が確保された容器を使いましょう。

(3) 作業時の装備・服装について

作業の際は、液体窒素が皮膚、目、手足などに直接接触しないよう、保護服、顔面シールド、防眼ゴーグル、断熱性皮手袋（軍手は不可）を着用しましょう。



(4) 液体窒素が漏出した場合の対応等について

液体窒素が漏れ出した場合、凍傷や酸欠などを避けるため**迅速に退避**してください。

液体窒素が皮膚に付いたら**すぐに水で洗い落とし、衣服にしみ込んだ時は直ちに衣服を脱いでください**。また、凍傷が生じた場合には**専門医の診療を受けましょう**。



※ その他液体窒素の取扱いに使用する器具や容器等の用法を守りましょう。

本パンフレットに関するお問合せ先
農林水産省 畜産局 畜産振興課
家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp

家畜飼養者の
みなさん

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病発生時には、初動防疫を迅速に行うことが重要となります。そのため、**家畜の所有者は、毎年、畜舎の位置、家畜の頭羽数（2月1日時点）、衛生管理状況を県知事へ報告することが法律により義務付けられています。1頭（1羽）から報告が必要です。**

	畜種	提出期限
家畜	牛、水牛、鹿、馬、綿羊、山羊、豚、いのしし	毎年 4月15日
家きん	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	毎年 6月15日

◆ **対象者**：対象家畜の所有者

◆ **報告内容**

- 1. 基本情報**：所有者/管理者の名称、住所、連絡先、家畜の種類、頭羽数など
- 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況**
- 3. 添付書類**：農場の平面図、飼養密度など

◆ **報告様式**：宮古家保、沖縄県HPからダウンロード

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/chikusan/eis/ei/teikihoukoku.html>)

◆ **提出先**：宮古家畜保健衛生所

問い合わせ先：宮古家畜保健衛生所 TEL：0980-72-3321